

原子力政策に係る安全・安心の確保を求める意見書（案）

政府は昨年4月に策定したエネルギー基本計画において、原子力を重要なベースロード電源と位置付け、原子力規制委員会が規制基準に適合すると認めた原発の再稼働を進める方針を打ち出した。また、今年4月の衆議院本会議において、安倍総理大臣が「原子力規制委員会の判断を尊重し、再稼働を進めるのが政府の一貫した方針だ」と述べるなど、安全性が確認された原発について再稼働を推進していく姿勢を明確にしている。

こうした中、本県においては、今年2月、原子力規制委員会が関西電力高浜発電所3、4号機について、新規制基準に適合するとして原子炉設置変更許可を行った。現在、工事計画及び保安規定の審査が行われており、再稼働に向けた手続が進められている。

しかしながら、県内の原子力発電所は、再稼働をはじめ、40年超運転延長、廃炉、使用済燃料の処分など多くの課題を抱えている。

原子力政策については国が一元的に責任を果たすことが大前提であり、立地地域の住民はもとより、国民の理解が得られるよう国が主体的に取り組む必要がある。よって、国においては、国民の安全と安心を確保するため、下記の事項の実現を強く求める。

記

- 1 エネルギー基本計画に示されている原子力発電の重要性・必要性及び核燃料サイクルの意義等について国民に対し丁寧に説明し、国民理解が得られるよう最大限の取組みを行うこと。
- 2 使用済燃料を早期に敷地外に搬出できるよう、国の関与を強め、中間貯蔵施設や再処理工場の整備などを強力に進めること。
- 3 福島事故の教訓を踏まえ、事故制圧等の体制を充実強化すること。また、新規制基準適合性審査を遅滞なく進め、原子力発電所等の安全性を速やかに確認すること。
- 4 原子力災害時において実効性のある対策が速やかに講じられるよう、国と関係自治体との更なる連携強化を図ること。また、避難に必要とされる道路や港湾等の整備・改良を迅速に進めること。
- 5 立地地域が持続的に維持、発展できるよう、廃炉対策と併せ立地地域の経済・雇用対策の充実を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年7月17日